

吹田市立市民センター等指定管理者候補者募集案内

吹田市では、令和7年(2025年)4月から吹田市立岸部市民センター、吹田市立豊一市民センター、吹田市立千里丘市民センター、吹田市立山田ふれあい文化センター(以下「市民センター等」といいます。)の管理運営を行う指定管理者候補者を次のとおり募集します。

応募にあたっては、募集要項等を必ずご確認ください。

1. 対象施設

- (1) 吹田市立岸部市民センター
- (2) 吹田市立豊一市民センター
- (3) 吹田市立千里丘市民センター
- (4) 吹田市立山田ふれあい文化センター

※ 上記の施設を、一括して管理・運営していただきます。

2. 指定期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日(5年間)

3. 募集に際しての基本条件

法人その他の団体であること。詳しくは、募集要項を参考にしてください。

4. 応募手続きの予定

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和6年8月1日(木)から9月20日(金)まで |
| (2) 各施設平面図の閲覧 | 令和6年8月1日(木)から9月20日(金)まで |
| (3) 現地見学会申し込み | 令和6年8月7日(水) 正午まで |
| (4) 現地見学会 | 令和6年8月8日(木) 午前9時~午後3時45分 |
| (5) 質問受付 | 令和6年8月1日(木)から8月15日(木) 午後3時まで |
| (6) 質問の回答 | 令和6年8月22日(木)にホームページで公表 |
| (7) 参加表明の受付 | 令和6年8月1日(木)から9月2日(月) 午後5時まで |
| (8) 提出書類の受付 | 令和6年8月1日(木)から9月20日(金) 午後5時まで |
| (9) プレゼンテーション | 令和6年10月上旬から10月中旬(予定) |
| (10) 指定管理者候補者結果通知 | 令和6年10月下旬(予定) |
| (11) 指定管理者の指定 | 令和6年12月下旬(予定)(11月市議会議決後) |

5. 募集要項、申請書等

- (1) 吹田市立市民センター等指定管理者募集要項
- (2) 吹田市立市民センター等指定管理者管理運営基準
- (3) (様式1-1号) 吹田市立市民センター等指定管理者参加表明書 (次ページへ)

- (4) (様式 1-2号) 吹田市立市民センター等指定管理者グループ参加表明書
- (5) (様式 1-3号) グループ構成員届
- (6) (様式2号) 応募資格を満たすことの誓約書
- (7) (様式 3-1号) 吹田市立市民センター等指定管理者指定申請書
- (8) (様式 3-2号) 吹田市立市民センター等指定管理者指定申請書(グループ)
- (9) (様式 4号) 事業計画書
- (10) (様式 5号) 収支計画書
- (11) (様式 6号) 管理体制計画書
- (12) (様式 7号) 個人情報取扱いに係る責任体制等計画書
- (13) (様式 8号) 役員又は管理人その他のこれらに準じる者の名簿(例)
- (14) (様式 9号) 団体概要説明書(例)
- (15) (様式 10号) 労働関係法令チェックシート
- (16) (様式 11号) 吹田市立市民センター等管理業務に関するグループ協定書(例)
- (17) (様式 12-1号) 辞退届
- (18) (様式 12-2号) 辞退届(グループ)
- (19) (様式 13号) 吹田市立市民センター等現地施設案内(説明会)参加申込書
- (20) (様式 14号) 吹田市立市民センター等指定管理者指定応募に関する質問票
- (21) (様式 15号) 入札参加停止措置等状況調書(使用は任意)
- (22) 吹田市立市民センター条例
- (23) 吹田市立市民センター条例施行規則
- (24) 吹田市立山田ふれあい文化センター条例
- (25) 吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則

【連絡先】

〒564-8550

大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

吹田市役所低層棟 2 階

市民部 市民自治推進室

直通電話:06-6384-1327

ファックス:06-6385-8300

メールアドレス:chi-somu@city.suita.osaka.jp